

工事等契約関係書類における押印の見直しについて

工事等の契約事務における押印の見直しについて、本市については次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 概要

デジタル時代に向けた規制等の見直しの一環として、工事等契約関係書類について、押印の廃止を行うものです。

2 押印廃止となる書類

市の規則、要綱等で規定する様式について、原則、廃止します。

3 押印廃止とならない書類

- (1) 契約書
- (2) 契約変更時における協議書
- (3) 仲裁合意書
- (4) 契約保証金の免除に関する書類（公共工事履行保証証券等）
- (5) 契約保証金に代わる担保（保証書等）
- (6) 特定建設工事共同企業体協定書
- (7) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書

4 施行日

令和3年1月1日以降に提出する書類から適用します。

5 その他

- (1) 押印廃止後も、当面、従来様式がそのまま使用できます。
- (2) 従来どおり押印した書類であっても提出は可能です。
- (3) 押印して提出された書類について、差替えの必要はありません。

問合せ先

豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2705・2706
豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365